

耐震改修促進法第9条に基づく耐震診断の結果の公表について

耐震改修促進法に基づく耐震診断結果について取りまとめが完了しましたので、以下のとおり公表いたします。

■学校等

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称 附表による	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の状況・予定		備考
					最小値	内容	実施・完了時期		
1	中津市立南部小学校	中津市三ノ丁1309番地	小学校棟番1	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.03$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.73$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成23年度改修工事済	法附則第3条	
			小学校棟番15	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.09$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.78$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成23年度改修工事済		
2	中津市立沖代小学校	中津市中央町2丁目3番33号	小学校棟番1	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.07$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.79$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成26年度改修工事済	法附則第3条	
			小学校棟番2	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.09$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.63$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成25年度改修工事済		
3	中津市立緑ヶ丘中学校	中津市大字永添2454番地1	中学校棟番2	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.03$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.55$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成23年度改修工事済	法附則第3条	
			中学校棟番6	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.04$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.5$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成26年度改修工事済		
			中学校棟番7	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 1.23$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.61$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.35$)	耐震改修	平成25年度改修工事済		

■病院・診療所

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称 附表による	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の状況・予定		備考
					最小値	内容	実施・完了時期		
1	医療法人 梶原病院	中津市中殿町3丁目29番地の8	病院(1期)	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 0.10$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.17$ ($0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.15$)	建替え	令和3年5月建替済	現行建築基準法に適合	
2			病院(2期)	A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} = 0.65$ $C_{Tu} \cdot S_D = 0.47$ ($0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.3$)	建替え	令和3年5月建替済		

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			指標の判断基準
	I	II	III	
A 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$	I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
B 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$	I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
C 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s / I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{s0}$ かつ $0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$	I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

法附則第3条 要緊急安全確認大規模建築物 : 病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

法第7条第1項 要安全確認計画記載建築物 : 県が指定する庁舎・避難所等の防災拠点建築物